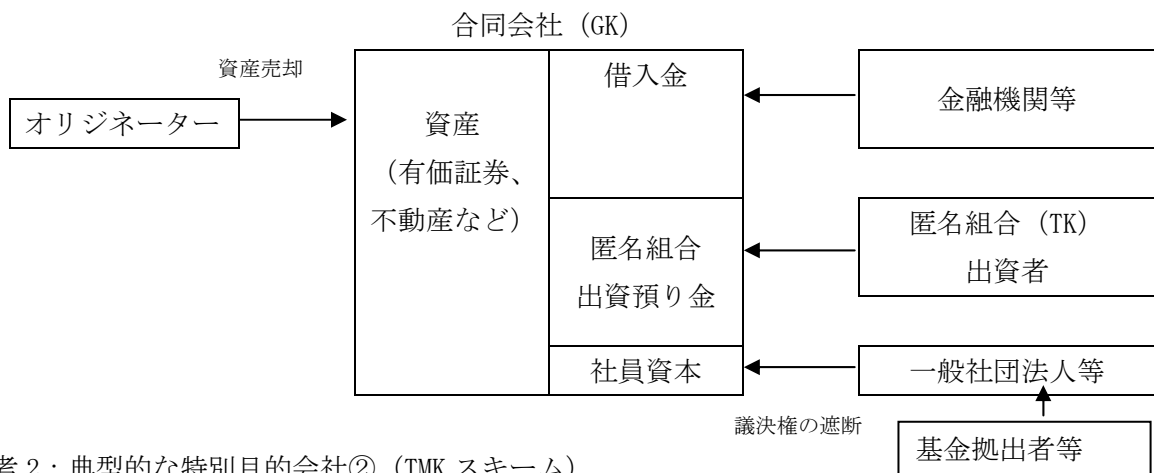


「SPE の取扱い」を削除した場合における連結範囲の基本的な考え方（案）

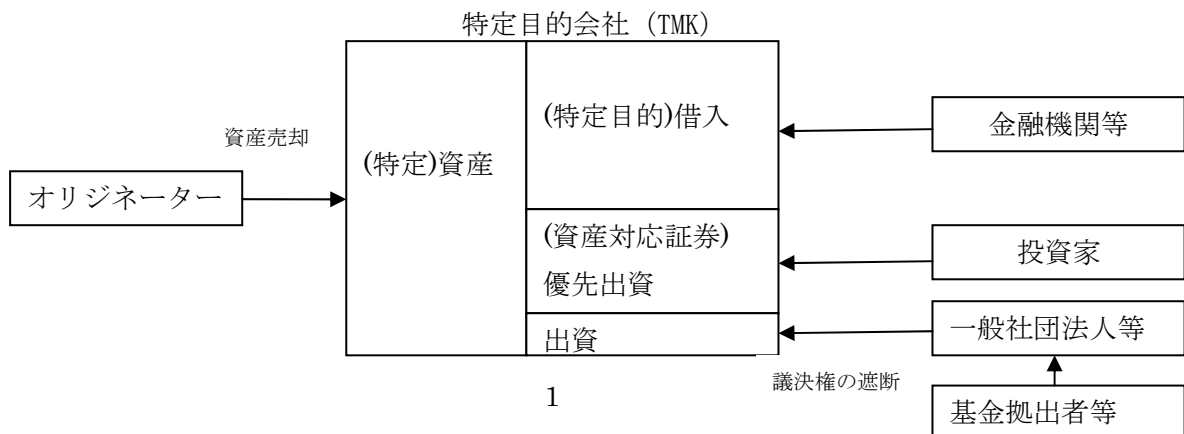
I. 本資料の概要

1. 本年２月に公表した論点整理では、特別目的会社（SPE）の連結に係る「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三」（以下「SPE の取扱い」）を削除すべきか否かについて、論点として取り上げている。
2. その後、論点整理に対するコメントを分析のうえ、~~9月17日の委員会において~~、「SPE の取扱い」について削除した場合にどのような考え方となるかについて検討を進めて~~おり、~~ることが承認されている。本資料は、~~これらに基づき~~「SPE の取扱い」を削除した場合の具体的な考え方を提案するものである。
3. なお、これらの取扱いを考える上では、コンバージェンスの観点から、IASB が改正中である連結基準（本年第 4 四半期に最終化されるとアナウンスされている。）と、SPE の連結の要否の結果が大きく齟齬をきたすことがないように検討する必要があると考えられる。
4. また、本資料は、SPE が合同会社（GK）又は特定目的会社（TMK）のように、議決権により支配が判定される事業体を想定して作成されている（組合及び信託については、資料(2)を参照のこと。）。

参考 1：典型的な特別目的会社①（GK-TK スキーム）



参考 2：典型的な特別目的会社②（TMK スキーム）



具体的な考え方（案）

1. 現行の企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」では、以下のとおり子会社の範囲が定められている（第 7 項）。
 - (1) 議決権の過半数の所有の場合
 - (2) 議決権の 40%以上 50%以下の所有、かつ、次のいずれかの場合
 - ① 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて過半数の所有となること
 - ② 「役員」・「使用人」・「役員又は使用人であったもので財務及び営業又は事業の方針の決定に影響を与えることができるもの」が、当該企業の取締役会その他これに準ずる機関の過半数を占めていること
 - ③ 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合
 - ④ 資金調達額の総額の過半について融資（債務保証、担保提供を含む。）を行っていること
 - ⑤ その他他の企業の意味決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
 - (3) 自己の所有と「緊密な者」及び「同意している者」を合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、2 の②から⑤までのいずれかの要件に該当する場合

2. 一方、2008 年 12 月に公表された IASB の公開草案（ED10）では、典型的な企業とは別に「組成された企業」という概念を設けた上で、それらが子会社に該当するか否かについて、以下のように提案されている。
 - ① 組成された企業

議決権や他の契約により活動が左右されない程度までその活動が制限された企業をいい、議決権に基づく判定や意思決定機関の支配のように典型的な方法からは支配しているかどうか判別できない SPE 及び類似の企業を指す。
 - ② 組成された企業が子会社に該当するか否かについては、次を含む関連するすべての事実や状況を考慮する。
 - ✓ 組成された企業の目的及びデザイン
 - ✓ 組成された企業への関与から生じるリターン
 - ✓ 組成された企業の活動（その活動を左右する戦略的な営業及び財務の方針が事前決定されている程度を含む。）
 - ✓ 関連するアレンジメント
 - ✓ 制限された又は事前に決定された戦略的な営業及び財務の方針を変更する能力
 - ✓ 他の者の代理人として行動するか又は他の者がその代理人として行動するか

3. また、SFAS167 では、変動持分事業体（VIE）における主たる受益者（Primary beneficially）の判定）の判定を以下のように行うこととしている。
 - ✓ VIE に対して変動持分を有する報告企業は、VIE に対して支配財務持分を有しているか（PB かどうか）を検討する。そのためには変動持分又は持分及びその他の関与（関連当事者の関与及び実質的な代理人も含む）の特徴に加えて、他の変動持分保有者の関与も検討する。さらに、VIE の目的、デザインも検討し、VIE が創出し変動持分保有者へ渡るリスクも検討する。報告企業が次の特徴を両方とも有する場合、VIE に対して支配財務持分を有するとみなされる（14A 項）。
 - (a) VIE の経済的パフォーマンスに対して最も重要な影響を及ぼす(most significantly impact)VIE の活動を指図（direct）するパワー
 - (b) VIE にとって潜在的に重要となる損失を吸収する義務、又は、VIE にとって潜在的に重要となる便益を受け取る権利
4. これらの国際的な会計基準の動向を踏まえると、SPE のように議決権の行使が実質的に限定されており議決権の有無に基づいて支配の判定を行うことが適当ではない場合は、意思決定機関の支配とは別の判断を基準を置くことが考えられる。
5. 具体的には、以下の判定基準を改正する基準等に織り込んでどうか。（「Ⅳ．企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正イメージ」参照）

判定基準（案）

<特別目的会社の特徴>

- ✓ 所有している議決権がゼロ（又はほぼゼロ）である、かつ
- ✓ 他の企業の議決権の行使が実質的に限定されているために当該議決権の有無に基づいて支配の判定を行うことが適当ではないこと。

<特別目的会社の場合における子会社の判定基準>

- ✓ 他の企業の最も重要な活動を左右するパワーを有していること、かつ、
- ✓ 当該他の企業から生じる相当程度重要な損失を負担(又は相当程度重要な便益を享受) すること

(他の企業の最も重要な活動を左右するパワーの例)

- 貸付金を保有、回収を目的とする特別目的会社→回収業務を行う者
- 有価証券の運用を行う特別目的会社→資産運用を行う者（別途、代理人への該当の検討を行う。）

なお、形式的な出資者が、SPE を支配していると考えられる者の「緊密な者」又は「同意している者」に該当するか否かを判断する上で、「緊密な者」に関して、例示を充実させる改正案も考えられるが、次の理由により、その方法は採用せずに、上記のように意思決定機関の支配とは別の判断基準を置くこととしてはどうか。

（理由）

- ① 議決権の有無に基づいて支配の判定を行うことが適当ではないことを前提に「緊密な者」を拡張することを明示し、その後、議決権に関わらせて判断することは論理的ではないこと
 - ② 1(2)における一定の条件の中に、議決権の有無に基づいて支配の判定を行うことが適当ではない場合だけ、「他の企業の最も重要な活動を左右するパワーを有しており、かつ、当該他の企業から生じる相当程度重要な損失を負担（又は相当程度重要な便益を享受）すること」を加えることは、実質的に場合分けすることになること
6. なお、論点整理では、以下のようなケースでは、通常は支配していないと考えられるとされ、手当を行うことが示唆されていた。これらについては、以下の対応としてはどうか。

「具体的な取扱い－(2)」の③のケース（他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合）

自らではなく、他の者にリターンが生じるような他の関与があるかどうか。契約等により他の企業の活動を左右することができたとしても、他の企業の活動を左右する能力を他の者のリターンのために使わなければならない場合には、支配の定義を満たさない。
（論点整理第 67 項(1)）

→前回議論した代理人の定めを、適用指針第 16 項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合」の例としてあげてはどうか。

「具体的な取扱い－(2)」の③のケース（他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在している場合）

当該契約等が当該他の企業に関与する他の者によって解除されたり大きく変更されたりする可能性が実質的にあるかどうか。他の企業の活動を左右する能力を、他の者が取

って代わることができる場合には、支配の定義を満たさないため、当該他の企業は子会社に該当しないと考えられる。（論点整理第 67 項(2)）

→解任権の定めを、適用指針第 16 項の「財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業的意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合」の例としてあげてはどうか。

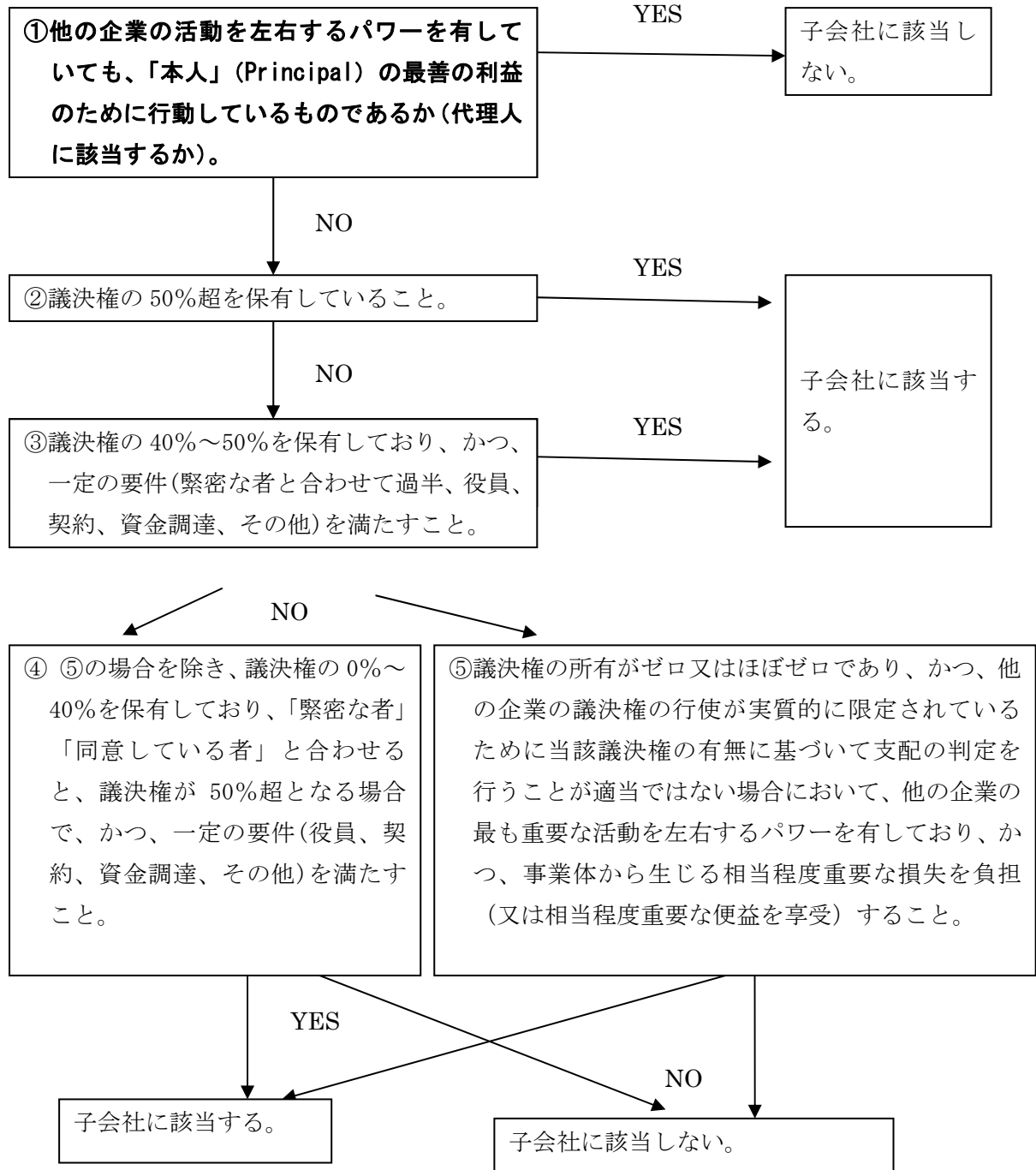
「具体的な取扱い一(2)」の④のケース（他の企業の資金調達額の総額の過半について融資を行っている場合（連結会計基準）

当該融資以外に、当該他の企業に関する重要となり得るリターンの変動を受ける劣後的な資金調達（当該融資に対する保証等を含む。）が他の者によって提供されているかどうか。他の企業の資金調達額の総額の過半について融資を行っている場合でも、他の者が、当該他の企業にとって重要となり得るリターンを有しているときには、支配の定義を満たさないため、当該他の企業は子会社に該当しないと考えられる。（論点整理第 67 項(3)）

→「他の企業の最も重要な活動を左右するパワーを有しており」を入れることにより対応されるのではないか。

II. 具体的なフロー図

上述の考え方をフロー図にまとめると、以下のとおりとなる。



III. 企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」の改正イメージ

6. 「親会社」とは、**他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関**（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）**を支配している企業をいい**、「子会社」とは、当該他の企業をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の企業を支配している場合における当該他の企業も、その親会社の子会社とみなす。

ここで**支配とは、ある企業が自らのためにリターン（もしくは便益－企業結合会計基準）を生み出すように、他の企業の活動を左右するパワー（もしくは能力）を有していることをいう。**

なお、第7項(1)から(3)の場合は、**他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関**（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）において、**当該財務及び営業又は事業の方針を左右する能力を有しているときに、当該他の企業を支配しているものとする。**

7. 「**他の企業を支配している企業**」とは、次の企業をいう。ただし、**支配していないこと**が明らかであると認められる企業は、この限りでない。

(1) 他の企業（更生会社、破産会社その他これらに準ずる企業であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる企業を除く。下記(2)及び(3)においても同じ。）の議決権の過半数を自己の計算において所有している企業

(2) 他の企業の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している企業であって、かつ、次のいずれかの要件に該当する企業

① 自己の計算において所有している議決権と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めていること

② 役員若しくは使用人である者、又はこれらであった者で自己が他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の企業の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること

③ 他の企業の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること

④ 他の企業の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているもの）の総額の過半について融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行っていること（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含

む。)

- ⑤ その他他の企業の意味決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること
- (3) 自己の計算において所有している他の企業の議決権(当該議決権を所有していない場合を含む。)と、自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の企業の議決権の過半数を占めている企業であって、かつ、上記(2)の②から⑤までのいずれかの要件に該当する企業
- (4) 自己の計算において他の企業の議決権を所有していない又はほとんど所有しておらず、当該他の企業の議決権の行使が実質的に限定されているために当該議決権の有無に基づいて支配の判定を行うことが適当ではない場合において、当該他の企業の最も重要な活動を左右するパワーを有しており、かつ、事業体から生じる相当程度重要な損失を負担（又は相当程度重要な便益を享受）すること。**

IV. 企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の改正イメージ

他の企業を支配していないことが明らかであると認められる場合

16. 連結会計基準第 7 項ただし書きでは、他の企業の意味決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意味決定機関を支配していないことが明らかであると認められる場合、当該他の企業は子会社に該当しないものとしている。これには、例えば、次の場合が該当する。
- (1) 複数の企業（親子関係にある企業を除く。）が、それぞれ他の企業を支配していることにはならない。このため、例えば、他の会社の議決権の 100 分の 40 以上、100 分の 50 以下を自己の計算において所有している会社が、他の会社の意味決定機関を支配していることに該当する事項のいずれかを満たしているものの、ほかに当該他の会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している株主が存在している場合には、一般的に子会社に該当しないことにあたる（ただし、関連会社に該当する場合はあり得ることに留意する。）。
- (2) 他の会社に対し共同で出資を行っている合弁会社の場合にも、意味決定機関を支配しているか否かの判定を行うこととなるが、例えば、当該他の会社に共同支配企業の形成による処理方法が適用され、その後も共同で支配されている実態にある場合には、当該他の会社は共同で出資を行っている会社のうち特定の会社の子会社には該当せず、それぞれの会社の関連会社として取り扱われる。
- (3) ある会社 A 社が他の会社 P 社の緊密な者（関連会社を含み、個人を除く。）に該当し、

このためP社が、連結会計基準第7項にいうA社の子会社S社の意思決定機関を支配していることに該当する事項を満たしていても、例えば、S社はA社の一業務部門を実質的に担っておりA社と一体であることが明らかにされた場合には、A社がP社の子会社となるときの除き、一般的にはS社はP社の子会社に該当しない。これは、S社にとってP社及びA社の2社からそれぞれ支配されることはないことによる。

- (4) ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う企業）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の企業の株式や出資を有している場合において、連結会計基準第7項にいう他の企業の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の企業の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、子会社に該当しないことにあたる。

- ① 売却等により当該他の企業の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- ② 当該他の企業との間で、当該営業取引として行っている投資又は融資以外の取引がほとんどないこと
- ③ 当該他の企業は、自己の事業を単に移転したり自己に代わって行うものとはみなせないこと
- ④ 当該他の企業との間に、シナジー効果も連携関係も見込まれないこと

なお、他の企業の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている企業であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあっては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記②から④の事項を満たすことが適当である。

- (5) **代理人の定め（解任権の定めを含む）を置く。**

以 上